㈱日本商品清算機構を設立

社長に南學氏、二家会長、佐藤副会長は取締役

7商品取引所

全国7商品取引所は昨年12月24日、共同クリアリングハウスを設立した。名称は「株式会社日本商品清算機構」（英文名Japan Commodity Clearing House Co.,Ltd.略称JCCH）。

本社所在地は東京都中央区日本橋人形町3丁目8番1号　TT-2ビル。払い込み資本金は5億円（一万株）。設立後、すみやかに1億円増資して6億円にするが、増資分は先物協会が出資する。

代表取締役社長には南學政明全商連会長（東京工業品取引所理事長）が、代表取締役副社長には森實孝郎同副会長（東京穀物商品取引所理事長）が就任。取締役には残り5取引所の理事長と当協会の二家勝明会長、佐藤陽紀副会長など計9人が就任した。

平成17年1月下旬をメドに業務を開始し、同年5月1日までに主務大臣の許可を受け、5月2日から業務を開始する予定。当面は全取引所の全会員の参加を予定している。

新会社の事業としては、①商品取引の債務引き受け②これに附帯または関連する一切の業務。職員は15名で予算規模は3億円。預り証拠金は当初、約2、000億円を見込んでいる。

清算会社の設立によって①市場の信頼性の向上②資金の効率化③証拠金などのプール計算の維持④充用有価証券の効率的運用⑤商品取引員の事務の簡素化・合理化などが期待される。

社長に就任した南學政明全商連会長は「取引所を横断した清算会社の設立は世界で初めて。これにより、市場の信頼性が一層向上することが期待される」とし

商品先物新時代の感深める

750人出席、合同賀詞交換会

先物協会、日商協、補償基金協会と東穀取、東工取は合同で1月4日午前10時半から東京・丸の内の東京會舘で平成17年の新年賀詞交歓会を開いた。行政、業界、学会、マスコミ関係者など約750人が出席、多くの課題を抱える今年の業界の発展を願って門出を祝った。

まず、主催者の幹事として、東京穀物商品取引所の森實孝郎理事長が、「委託手数料の完全自由化、改正商取法の施行にからんで今年乗り越えなければ課題は多い。この変革の中で、画期的な年になるだろう」と語り、経済産業省の迎陽一商務流通審議官は、「制度変革、自己改革の時をチャンスとしてとらえ、プレーヤーのみなさんが積極的に対応して飛躍につなげてほしい」と激励した。

続いて、農林水産省の田中孝文大臣官房審議官は、「経済のグローバル化、構造改革が進む中で商品先物取引の重要性が増し、農業の分野でも経営者として商品先物の必要性を認める人が広がっている」と分析した。

乾杯の挨拶は、当協会の二家勝明会長が務め、「戦後、商取法が成立して以来55年、最も大きな課題と変革期に直面している。ピンチをチャンスととらえ、コンプライアンスを尊重して社会との共生を図ろう」と強調した。

中締めでは多々良義成東穀協会会長が、「期待の新規上場も予定され、業界がはばたけるように――」と締めくくった。

課題多き新年を迎えて交歓

［2面のつづき］

損に充てることができる。

値洗益は値洗充当可能額に加算され、値洗損の場合は、まず値洗充当可能額から減算し、それで足りないときに余剰証拠金（仮称）から減算する。

追証は証拠金基準額の2分の1以上

新取引証拠金制度における取引追証拠金は先物協会が提案した内容をそのまま採用した。

追証拠金が発生するのは、値洗損益金通算額が損計算となり、それが当該取引の取引本証拠金基準額の2分の1を超えたとき。

追証拠金額は、取引証拠金基準額の2分の1以上の値洗損金額の範囲内で受託会員が定めた額。なお、値洗損益金通算額が1日で取引本証拠金基準額を超えた場合は、基準額以上、当該値洗損金額の範囲内で受託会員の定めた額（取引本証拠金基準額の2分の1の整数倍で、値洗損益通算額に最も近くなる額）。

以下、多くの具体的な追証の事例を提示した。さらに機関における取引証拠金の管理、新制度でのオプション取引の扱いについて説明した。

ている。

共同清算会社は改正商取法の施行を先取りする形で平成16年10月18日の全国取引所理事長会議で、動議が出され、同年12月1日に発起人会を開いて、設立が決められた。

改正金先取引法が成立

外国為替証拠金取引を規制

外国為替証拠金取引を規制する改正金融先物取引法（金先取引法）が平成16年12月1日、参議院本会議で可決、成立した。平成17年7月に施行される。

外国為替証拠金取引は少ない資金（＝証拠金）で、ドルやユーロなどの外国為替を売買する取引。かなりの数の商品取引員も行っている。

改正金先取引法では外国為替証拠金取引を行っている業者を含む金融先物取引業者を、①これまでの許可制から登録制にする②証券取引等監視委員会の検査対象にする――などとしている。

また、業者の財務の健全性を維持するため、自己資本規制比率を証券会社並に120％とし、最低資本金を5、000万円にした。未登録業者の営業は3年以下の懲役か300万円以下の罰金が科せられる。

このように金先取引法が改正されたのは、外国為替証拠金取引において最近、悪質な業者が横行、トラブルが多発しているため。

なお、商品取引員を中心にした外国為替証拠金取引業者は平成15年12月、「外国為替証拠金取引協会」（会長藤井和雄元東京銀行常務取締役）を設立、国民生活センターなどとも協力、業界の健全化を図っている。

注文伝票、先物取引計算帳の記載事項が大幅増加

経済産業省商務課の吉田太郎課長補佐を中心に主務省担当者からの法定帳簿改正案についての説明概要は次の通り。

商品取引員の法定帳簿の現行と新規の比較は表3の通りで、最大の特徴は委託者総合管理表が法定化されること。その委託者1人についての記入イメージは表4の通り。

そのほかでは、商品取引員の1種、2種の区分廃止と新取引証拠金制度への移行による変更だが、注文伝票では4項目、先物取引計算帳では6項目の新規記載事項が増えている。

【表3】商品取引員の法定帳簿

現　行	新規（案）
注文伝票	注文伝票
先物取引計算帳	先物取引計算帳
委託者別先物取引勘定元帳	委託者別先物取引勘定元帳
委託証拠金出納帳、取引委託証拠金出納帳	出納帳
委託者別委託証拠金現在高帳	委託者別証拠金等現在高帳
預り委託証拠金差入明細帳	預り有価証券差入明細帳
委託者別資産管理台帳	委託者別資産管理・保全台帳
	委託者総合管理表

【表4】委託者総合管理表

平成16年12月17日

委託者名 商品取引所名 上場商品又は上場商品指数の種類	値洗損益金通算額	無担保値洗損金通算額	直接又は差換の別	預り証拠金額 現金 充価 時価	預り証拠金額 有価証券及び倉荷証券 充価 時価	預り証拠金額 合計 充価 時価	委託者未払金（上段）委託者未収金（下段）	無担保委託者未収金	取引本証拠金基準額	証拠金預託必要額 本証拠金	証拠金預託必要額 定時増証拠金（上段）臨時増証拠金（下段）	証拠金預託必要額 先渡証拠金（上段）プレミアム証拠金（下段）	証拠金預託必要額 追証拠金	証拠金預託必要額 合計	返還可能額（上段）不足請求額（下段）	本証拠金維持額	値洗充当可能額	清算機関預託申告額
委託者A			直接	120000		120000									120000			120000
平成16年12月19日																		
委託者A				120000		120000			100000	100000				100000	20000	50000	50000	120000
平成16年12月20日																		
委託者A	10000			120000		120000			100000	100000				100000	20000	50000	60000	130000
平成16年12月21日																		
委託者A	−20000			120000		120000			100000	100000				100000	20000	50000	30000	100000
平成16年12月22日																		
委託者A	20000			120000		120000			100000	100000				100000	20000	50000	70000	140000
平成16年12月22日																		
委託者A	−20000			120000		120000			100000	100000				100000	20000	50000	30000	100000
平成16年12月24日																		
委託者A	−60000			120000		120000			100000	100000			60000	160000	−40000	50000	0	60000
平成16年12月27日																		
委託者A	−60000			160000		160000			100000	100000			60000	160000	0	50000	0	100000
平成16年12月28日																		
委託者A	−80000			160000		160000			100000	100000			60000	160000	0	50000	0	80000
平成16年12月29日																		
委託者A	−40000			160000		160000			100000	100000			40000	140000	20000	50000	40000	120000
平成16年12月30日																		
委託者A	0			110000		110000			0	0					110000	0	0	110000

※差引損益金が−50,000円の場合

注目!! 日経新聞・木曜朝刊　国際面に掲載、商品先物取引シリーズ

確かな未来へ、商品先物取引 シリーズ ⑭⓪

証券アナリスト　鈴木 一之

原油価格の高騰が気になります。市場メカニズムはそれをどれだけ吸収できるか。価格形成に果たす商品先物市場の役割に期待したいですね。

JCFIA JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION　日本商品先物振興協会　http://www.jcfia.gr.jp/

■ 平成15年1月以降の商品先物取引の純損失は翌年以降3年間の繰越控除ができます。

第140回　9月23日

確かな未来へ、商品先物取引 シリーズ ⑭①

証券アナリスト　鈴木 一之

価格は情報。そこから何を読み取り、どう分析してチャンスを見出すか。そこに商品先物取引の投資活動としてのダイナミズムがありますね。

JCFIA JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION　日本商品先物振興協会　http://www.jcfia.gr.jp/

■ 商品先物取引の所得に対する税率は、申告分離課税20％です。

第141回　9月30日

確かな未来へ、商品先物取引 シリーズ ⑭④

テクニカルアナリスト　安部 雪春

暮らしへの影響も懸念される原油高。その先行きを占う意味でも、先物市場における原油の先行指標価格からは目が離せませんね。

JCFIA JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION　日本商品先物振興協会　http://www.jcfia.gr.jp/

「商品先物なっとくスクール」福岡・イムズホール　11月27日（土）13:00〜15:30

第144回　10月21日

確かな未来へ、商品先物取引 シリーズ ⑭⑦

キャスター・エッセイスト　福島 敦子

リスクを避けるのではなく、リスクをとるという発想がこれからの資産運用には必要。自己責任のとれる範囲内なら、商品先物取引も選択肢のひとつですね。

JCFIA JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION　日本商品先物振興協会　http://www.jcfia.gr.jp/

「商品先物なっとくスクール」福岡・イムズホール　11月27日（土）13:00〜15:30

第147回　11月11日

確かな未来へ、商品先物取引 シリーズ ⑮①

テクニカルアナリスト　浅井 宏

商品先物取引の手数料が年明けから完全自由化になりますね。市場がより活性化し、さらに流動性が高まることを期待したいですね。

JCFIA JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION　日本商品先物振興協会　http://www.jcfia.gr.jp/

■ 平成15年1月以降の商品先物取引の純損失は翌年以降3年間の繰越控除ができます。

第151回　12月9日